

敬愛大学環境情報研究所所員会議規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、敬愛大学環境情報研究所所員会議に関する必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 本会議は、所長、副所長および国際学部専任教員の所員によって構成する。

2. 所員会議の議長は、所長があたる。所長に事故あるときは、副所長がこれを代行する。

(所員会議の審議事項)

第 3 条 所員会議は次の各号に掲げる事項について審議する。

1. 所長の選出
2. 敬愛大学環境情報研究所規程第 3 条に規程する事項
3. その他研究所の運営に関する事項

(所員会議の議決)

第 4 条 所員会議は、委任状を含めて過半数の出席により成立する。

2. 所員会議は、出席した所員の過半数でこれを行い、可否同数のときは議長がこれを決する。

(改 廃)

第 5 条 この規程の改廃については、所員会議の議を経て、学部長の承認を得なければならない。

附 則

本規程は、1997年(平成9年)4月1日より施行する。

附 則

本規程は、2000年(平成12年)1月18日より施行する。